

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179条第 1 項の規定により、沼津市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

専決処分書

地方自治法第 179条第 1 項の規定により、沼津市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

沼津市税賦課徴収条例（昭和30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第62条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第80条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第86条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第80条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第87条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「「運転免許証」という。）」の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第129条の2第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第136条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

付則第12条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附

則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

付則第19条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の沼津市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第80条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。